

印西市介護保険条例の一部改正について

1. 条例改正について

【趣旨】

令和7年度税制改正において、所得税法の給与所得控除額について、最低保証額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴い、第9期介護保険事業計画の期間中の保険料収入が減少する可能性があります。

このため、保険者の責めに期さない保険料収入の減少を防止する観点から、介護保険法施行令において、保険料の算定方法及び基準に関する特例を設ける改正が行われたことに伴い、印西市介護保険条例の一部を改正し、令和8年第1回印西市議会において可決されました。

【条例改正による特例】

令和8年度の保険料算定においては、令和7年度税制改正見直しの影響を受け、保険料の所得段階に移動が生じる第1号被保険者については、施行令の規定により税制改正前の控除額を用いて計算し、世帯の市民税の課税・非課税の判定においても同様の調整をします。保険料を算定することについて下記の2点を設けるものです。

下記の①及び②については税制改正後の給与所得控除の結果、市民税が非課税となった場合でも、税制改正前の給与所得控除で算定した結果、介護保険料の所得段階では課税とみなすことを規定しています。

ただし、これらは保険料算定のみの特例であり、負担割合には影響しません。

① 「保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例」

給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の第1号被保険者について、税制改正前の給与所得控除を用いて保険料を算定します。

② 「保険料率の算定に関する基準の特例」

第1号被保険者及び同世帯者の課税の有無について、税制改正前の給与所得控除を用いて判定します。

【施行期日】

令和8年4月1日

2. 特例減免について

【趣旨】

条例改正に伴い、上記①②により課税とみなされる等、保険料の算定に影響を受けたことによる負担増を緩和するため、令和8年度に限り、当該被保険者に特例減免の措置を講じるもの。

【印西市介護保険条例の減免規定】

関係条文については、次頁を参照。

【特例減免の対象】

令和7年度、市民税が非課税であった、第1号被保険者及び同世帯者について、令和8年度の保険料算定において税制改正の影響を受け、要件を満たす者

【特例減免の対応】

この措置は、国から保険者の判断で実施してよいと通知があったもので、印西市の方針としましては、特例減免を救済措置として実施し、申請においても「特別な事情により市長が必要と認めるもの」及び本人の事由によらない「やむを得ない理由」にあたるとし、被保険者の負担を考慮し、システムによる対応として、7月の当初賦課時に特例減免をした状態で送付することとしています。

(保険料の徴収猶予)

第15条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って、その保険料の徴収を猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作等その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情により、特に市長が必要と認めたこと。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第16条 市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当することにより、かつ、その者から保険料を徴収することが適当でないとき認められるときは、納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により納期限又は支払日までに申請書を提出することができないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、当該保険料の減免の事由となった前条第1項各号の事由がすべて消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。